

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県審査請求における書類の閲覧等に関する規則	(法務・情報公開課)	一
岐阜県行政不服審査会条例施行規則	(同)	五
行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(同)	九
岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一五

## 規則

岐阜県審査請求における書類の閲覧等に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県審査請求における書類の閲覧等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)第三十八条第一項(同法第六十六条第一項及び他の法令の規定において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による閲覧及び交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧等の請求)

第二条 法第三十八条第一項の規定による閲覧及び交付の請求は、提出書類等閲覧等請求書(別記第一号様式)によりしなければならない。

(閲覧等の決定)

第三条 法第三十八条第一項の規定による閲覧及び交付についての決定をしたときの通知は、別記第二号様式によるものとする。

(交付の方法)

第四条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

一 法第三十八条第一項に規定する書面又は書類(以下この号及び第六条において「対象書面等」という。)の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日に当たる) ときは翌日

平成二十八年三月二十九日

用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 法第三十八条第一項に規定する電磁的記録（第六条において「対象電磁的記録」という。）に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

（手数料の減免）

第五条 法第三十八条第一項の規定による交付に係る手数料の減額又は免除を受けようとする者（次項において「減免申請者」という。）は、提出書類等閲覧等請求書に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載しなければならない。

2 前項の提出書類等閲覧等請求書には、減免申請者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第六条 法第三十八条第一項の規定による交付の決定を受けた者が、当該交付に係る対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求める場合には、当該送付に要する費用を郵便切手により納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条、第5条関係)

提出書類等閲覧等請求書

年 月 日

様

住 所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 - )
氏 名 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名〕	

連絡先及び通知書の送付先

住 所	(〒 - )		
担当者氏名		電話番号	

行政不服審査法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり提出書類等の閲覧等を請求します。

請求する提出書類等の件名 〔提出書類等の件名を具体的に記入してください。〕	
閲覧等の実施の方法	1 閲覧 2 写し等の供与 (ア 白黒 イ カラー) 3 郵送による写し等の供与 (ア 白黒 イ カラー)
手数料の減額又は免除の申請	有 ・ 無
有の場合その理由	1 生活保護法第11条第1項第 号該当
	2 その他の場合 (以下に理由を記載)

注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 手数料の減額又は免除を希望する場合は、その理由を証明する書面を添付すること。

## 第2号様式 (第3条関係)

## 提出書類等の閲覧等について (通知)

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった提出書類等の閲覧等については、次のとおり決定したので、通知します。

請求された 提出書類等の 件 名	
閲覧について	1 認める。 2 下記の理由により閲覧を認めない。 3 希望がなかった。
交付について	1 認める。 2 下記の理由により交付を認めない。 3 希望がなかった。
認めない理由	
閲覧又は交付の日時	年 月 日 ( ) 時 から 時 までの間 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。
閲覧又は交付の場所	
写し等の交付に係る 手数料及び納付方法 について	手数料の額 円 (郵送による交付を希望する場合の送付に要する費用 円) 納付方法 交付の際、現金にて納付する。 (郵送による交付を希望する場合は、手数料については現金書留又は郵便為替により、送付に要する費用については郵便切手による。)
写し等の交付等に係る 手数料の減免につ いて	1 申請のあった減免については、上記の手数料から 円を減額 (免除) する。 2 申請のあった減免については、 の理由により これを認めない。
注 閲覧又は交付を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。	

備考 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

岐阜県行政不服審査会条例施行規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県行政不服審査会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県行政不服審査会条例(平成二十八年岐阜県条例第十号。以下「条例」という。)(第八条の規定により、岐阜県行政不服審査会(以下「審査会」という。)(の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第二条 審査会に、条例第七条第一項の合議体(以下「部会」という。)(として、二部会を置く。

2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 各部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

(会議の招集)

第三条 部会又は条例第七条第二項の合議体(以下「総会」という。)(は、部会にあつては部会長が、総会にあつては会長が招集する。

(議事)

第四条 部会は、これを構成する全ての委員の、総会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 部会の議事は、その部会を構成する委員の過半数をもって決する。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第五条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)(第七十四条に規定する審査関係人をいう。)(にその旨を通知しなければならない。

(閲覧等の請求)

第六条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧及び交付の請求は、提出書類等閲覧等請求書(別記第一号様式)によりしなければならない。

(閲覧等の決定)

第七条 審査会は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による閲覧及び交付についての決定をしたときは、別記第二号様式により通知するものとする。

(交付の方法)

第八条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

一 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項に規定する主張書面又は資料(以下この号及び第十条において「対象主張書面等」という。)(の写しの交付にあつては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項に規定する電磁的記録(第十条において「対象電磁的記録」という。)(に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

(手数料の減免)

第九条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付に係る手数料の減額又は免除(以下この条において「減免」という。)(を受けようとする審査請求人等(法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人をいう。次項及び次条において同じ。)(は、提出書類等閲覧等請求書に、併せて当該減免を求めると旨及びその理由を記載しなければならない。

2 前項の提出書類等閲覧等請求書には、減免を受けようとする審査請求人等が生活保

護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第十条 法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付の決定を受けた審査請求人等が、当該交付に係る対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求める場合には、当該送付に要する費用を郵便切手により納付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第十一条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第十二条 審査会の庶務は、総務部法務・情報公開課において処理する。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記

第1号様式 (第6条、第9条関係)

提出書類等閲覧等請求書

年 月 日

岐阜県行政不服審査会長 様

住 所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕	(〒 - )
氏 名 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名〕	

連絡先及び通知書の送付先

住 所	(〒 - )		
担当者氏名		電話番号	

行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり提出書類等の閲覧等を請求します。

請求する提出書類等の件名 〔提出書類等の件名を具体的に記入してください。〕	
閲覧等の実施方法	1 閲覧 2 写し等の供与 (ア 白黒 イ カラー) 3 郵送による写し等の供与 (ア 白黒 イ カラー)
手数料の減額又は免除の申請	有 ・ 無
有の場合その理由	1 生活保護法第11条第1項第 号該当
	2 その他の場合 (以下に理由を記載)

注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

2 手数料の減額又は免除を希望する場合は、その理由を証明する書面を添付すること。

## 第2号様式 (第7条関係)

## 提出書類等の閲覧等について (通知)

第 号  
年 月 日

様

岐阜県行政不服審査会長 印

年 月 日付で請求のあった提出書類等の閲覧等については、次のとおり決定したので、通知します。

請求された 提出書類等の 件 名	
閲覧について	1 認める。 2 下記の理由により閲覧を認めない。 3 希望がなかった。
交付について	1 認める。 2 下記の理由により交付を認めない。 3 希望がなかった。
認めない理由	
閲覧又は交付の日時	年 月 日 ( ) 時 から 時 までの間 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等でご連絡ください。
閲覧又は交付の場所	
写し等の交付に係る 手数料及び納付方法 について	手数料の額 円 (郵送による交付を希望する場合の送付に要する費用 円) 納付方法 交付の際、現金にて納付する。 (郵送による交付を希望する場合は、手数料については現金書留又は郵便為替により、送付に要する費用については郵便切手による。)
写し等の交付等に係る 手数料の減免につ いて	1 申請のあった減免については、上記の手数料から 円を減額 (免除) する。 2 申請のあった減免については、 の理由により これを認めない。
注 閲覧又は交付を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示してください。	

備考 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を「」に公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十二号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(岐阜県税条例施行規則の一部改正)

第一条 岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改め、「又は異議申立書」を削る。

様式目次中「(異議申立書)」を削る。

第十一号様式(裏面)中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

第十五号様式、第十六号様式、第二十二号様式、第二十四号様式、第二十六号様式、第二十七号様式、第三十一号様式及び第三十四号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第四十一号様式(裏面)中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

第四十二号様式中「60日」を「3か月」に改める。

第四十六号様式から第四十八号様式までの規定、第四十九号の二様式及び第五十号の二様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

第六十四号様式中

「審査請求人(異議申立人)」を	「審査請求人」
「住所又は居所(所在地)」及び「年齢」及び	「住所又は居所(所在地)」及び「年齢」及び
「住所(所在地)」	「住所(所在地)」

「(歳)」を削り、「住所氏名年齢」を「住所及び氏名」に、「の住所氏名」を「の住所及び氏名」に改め、「(申立書)」を「(異議申立書)」及び「(異議申立て)」を削り、

「分についての申請の内容に係る処分(不作為に係る処分)に審査請求(異議申立て)を」	「(請)の内容を為に係る処分についての申請に係る処分(不作為に係る処分)」
---	---------------------------------------

「理由(申立)の趣旨及び審査請求(異議申立)」を	「理由(申立)の趣旨及び審査請求の趣旨及び審査請求(異議申立)」に改め、「又は異議申立て」を削る。
--------------------------	---

第六十六号の三様式及び第六十六号の四様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第五十一号の十九様式中「60日」を「3か月」に改める。

第五十一号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(岐阜県会計規則の一部改正)

第二条 岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一号様式甲中「30日」を「3か月」に改める。

(岐阜県災害救助法施行細則の一部改正)

第三条 岐阜県災害救助法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び別記第四号様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第九号様式(裏面)中「50,000円」を「300,000円」に、「60日」を「3か月」に改める。

(岐阜県公有財産規則の一部改正)

第四条 岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四條「不服申立て等」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立てをする」を「審査請求をする」に、「異議申立ての」を「審査請求の」に改める。

「、次のイ又はロに掲げる場合には、やを「それれイ又はロに掲げる」や  
 「上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」  
 「イ 上記1の異議申立てをした場合 当該異議申立てに対する決定の法達を  
 受けた日  
 ロ 上記1の異議申立てに対する決定を経て、審査請求をした場合 当該審  
 査請求に対する判決の送達を受けた日  
 を指す。」

第五節 岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正  
 第五条 岐阜県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第九  
 十五号）の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を  
 「判決」に改める。  
 （岐阜県毛地造成等規制法施行細則の一部改正）

第六条 岐阜県毛地造成等規制法施行細則（昭和四十一年岐阜県規則第四十号）の一節  
 を次のように改正する。  
 別記様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決  
 定」を「判決」に改める。  
 （岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則の一部改正）

第七条 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第三  
 十八号）の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「30日」を「30日」や「30日（県普通土地改良事業分担金にあつては、3か月）」  
 に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「判決の」に改める。  
 別記様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「判決の」に改  
 める。

（岐阜県産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）  
 第八条 岐阜県産業会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則  
 第四十号）の一部を次のように改正する。  
 別記様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決

定」を「判決」に改める。  
 （岐阜県河原田町共済会規則の一部改正）  
 第九条 岐阜県河原田町共済会法施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一節を次の  
 ように改正する。  
 別記様式中「60日」を「3か月」に改める。  
 別記様式中「60日」を「3か月」に、「あつても」を「あつても」に改め  
 る。  
 別記様式十三号様式中の「60日」を「3か月」に改める。  
 別記様式十三号様式の三中「60日」を「3か月」に、「あつても」を「あつても」に  
 改める。

別記様式十三号様式四から別記様式十四号様式の一までの規定、別記様式十五号様式  
 の三、別記様式十五号様式六、別記様式十五号様式七及び別記様式十五号様式十一中  
 「60日」を「3か月」に改める。  
 別記様式十一号様式中「なっている」を「なっている」に、「60日」を「3か月」  
 に改める。  
 別記様式二十四号様式、別記様式二十五号様式及び別記様式二十七号様式中「60日」を  
 「3か月」に改める。  
 別記様式二十七号様式の三中「なっている」を「なっている」に、「60日」を「3か  
 月」に改める。  
 別記様式二十八号様式及び別記様式二十八号様式の三中「60日」を「3か月」に改める。  
 別記様式二十八号様式の六中「60日」を「3か月」に、「あつても」を「あつても」  
 に改める。

別記様式二十八号様式六中  
 「2 この処分に不服があるときは、この処分を通知を  
 して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟にお  
 いては岐阜県知事となります。）、この処分の取消しを訴  
 えます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算  
 も、この処分の日から1年を経過すると処分の取消  
 ができなくなります。）。  
 2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を  
 して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求を  
 3 この処分に不服があるときは、上記2の審査請求

別記様式二十八号様式六中  
 「2 この処分に不服があるときは、この処分の通知を  
 して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求を  
 3 この処分に不服があるときは、上記2の審査請求

受けた日の翌日から起算  
いて岐阜県を代表する者  
えを提起することができ  
して6か月以内であつて  
しの訴えを提起すること

を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜  
おいて岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります  
訴えを提起することができます（なお、処分の通知  
算して6か月以内であつても、この処分の日から1  
消しの訴えを提起することができます。）。  
求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審  
達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起  
とされています。

受けた日の翌日から起算  
することができません。

②

のほか、この処分の通知  
県を被告として（訴訟に  
）、この処分の取消し  
を受けた日の翌日から起  
年を経過すると処分の取  
ただし、上記2の審査請  
査請求に対する裁決の送  
しななければならないこと

「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。

「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。

「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。

第十条 岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第百二十八号）の1節を次のように改正する。

「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。  
「**決定**」や「**裁決**」に定める。

（岐阜県行政不服審査法施行規則の1節を改正）  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。  
「**60日**」や「**3か月**」に定める。

<p>「イ 上記1の異議申立てを受けた日      上記1の異議申立てに      査請求に対する判決の送達を受けた」      当該審査請求に対する判決の送達を受けた」      した場合 当該異議申立てに対する決定の法連を      受ける、回教法共衆一申中      に対する決定を経て、審査請求をした場合 当該審      査請求を受けた日      口を認める。      (岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一路名出)      第十五条 岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和六十三年岐      阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。      第四十六条の二様式、第四十七条及び第四十八条中「60日」を「3      か月」と改める。      第四十九条中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て(保健所長が処分を行      ったときは審査請求)」を「審査請求」とし、「異議申立て(審査請求)」を「審査請      求」とし、「決定(判決)」を「判決」と改める。      第五十条中「60日」を「3か月」と改める。      第五十一条及び第五十二条中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「異      議申立て(保健所長が処分を行ったときは審査請求)」を「審査請求」とし、「異議申      立て(審査請求)」を「審査請求」とし、「決定(判決)」を「判決」と改める。      (岐阜県文化プラザ条例施行規則の一路名出)      第十六条 岐阜県文化プラザ条例施行規則(平成三年岐阜県規則第三十九号)の一部      を次のように改定する。      第四十一条中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「審査請      求」と改め、回教法共衆一申中「異議申立ての」とし「審査請求の」と改め、「次      のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、回      教法共衆一申中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」と改め、回教法共衆一申中      「、次のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、</p>	<p>1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、      回教法共衆一申中を認める。      (岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一路名出)      第十七条 岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則(平成五年岐阜県規則第五十六号)      の一部を次のように改正する。      第四十一条中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「審査請      求」と改め、回教法共衆一申中「異議申立ての」とし「審査請求の」と改め、「次      のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、回      教法共衆一申中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」と改め、回教法共衆一申中      「、次のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、      1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、      回教法共衆一申中を認める。      (岐阜県身体障害者福祉法施行規則の一路名出)      第十八条 岐阜県身体障害者福祉法施行規則(平成五年岐阜県規則第九十号)の一路を      次のように改正する。      第四十九条中「60日」を「3か月」とし、「あつても」と改め、「あつても」と改め、      第五十条中「回教法共衆一申中」を「回教法共衆一申中」と改め、      (岐阜県県民会館条例施行規則の一路名出)      第十九条 岐阜県県民会館条例施行規則(平成六年岐阜県規則第七十号)の      一路を次のように改定する。      第四十一条中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「審査請      求」と改め、回教法共衆一申中「異議申立ての」とし「審査請求の」と改め、「次      のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、回      教法共衆一申中「回教法共衆一申中」「60日」を「3か月」と改め、回教法共衆一申中      「、次のイ又はロに掲げる場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、      1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」と改め、      回教法共衆一申中を認める。      (岐阜県清流文化プラザ条例施行規則の一路名出)      第二十条 岐阜県清流文化プラザ条例施行規則(平成六年岐阜県規則第九十号)の一路を      次のように改定する。</p>
--	---



審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた。」とある。同令  
 及び同令を照し、同様式共集一冊中「60日」を「3か月」とし、同様式共集一冊中  
 「、次のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記  
 1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、  
 同令及び同令を照し、

(岐阜県療育手帳に関する規則の一部改正)

第二十六条 岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)の一部  
 を次のように改正する。

同令一を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「できなくなります」と「でき  
 なくなります。」とある。

同令三を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、

(岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則の一部改正)

第二十七条 岐阜県グリーンスタジアム条例施行規則(平成十二年岐阜県規則第二百十  
 二号)の一部を次のように改正する。

同令三を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」と「審査請  
 求」とし、同様式共集一冊中「異議申立ての」と「審査請求の」とし、「、次  
 のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記1の  
 審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、同令  
 及び同令を照し、同様式共集一冊中「60日」を「3か月」とし、同様式共集一冊中  
 「、次のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記  
 1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、  
 同令及び同令を照し、

(飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の一部改正)

第二十八条 飛騨・世界生活文化センター条例施行規則(平成十三年岐阜県規則第九十  
 四号)の一部を次のように改正する。

同令三を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」と「審査請  
 求」とし、同様式共集一冊中「異議申立ての」と「審査請求の」とし、「、次  
 のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記1の  
 審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、同令  
 及び同令を照し、同様式共集一冊中「60日」を「3か月」とし、同様式共集一冊中  
 「、次のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記

1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた。」とある。  
 同令及び同令を照し、

(パラミックパークMINEO条例施行規則の一部改正)

第二十九条 パラミックパークMINEO条例施行規則(平成十四年岐阜県規則第八十六  
 号)の一部を次のように改正する。

同令三を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」と「審査請  
 求」とし、同様式共集一冊中「異議申立ての」と「審査請求の」とし、「、次  
 のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記1の  
 審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、同令  
 及び同令を照し、同様式共集一冊中「60日」を「3か月」とし、同様式共集一冊中  
 「、次のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記  
 1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、  
 同令及び同令を照し、

(岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第三十条 岐阜県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則(平成十五年岐阜県規則第七  
 十五号)の一部を次のように改正する。

同令二を照し(衆)中「同令四を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「異議  
 申立て」と「審査請求」とし、「決定」と「判決」とある。

(南飛騨健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第三十一条 南飛騨健康増進センター条例施行規則(平成十六年岐阜県規則第四十五号)  
 の一部を次のように改正する。

同令四を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」と「審査請  
 求」とし、同様式共集一冊中「異議申立ての」と「審査請求の」とし、「、次  
 のイ又はロに掲げる場合には、を照し、「それぞれイ又はロに掲げる」と「上記1の  
 審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決の送達を受けた」とし、同令  
 及び同令を照し、

(岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部改正)

第三十二条 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則(平成十七年岐阜県  
 規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

同令三を照し(衆)中「60日」を「3か月」とし、同様式共集一冊中「。  
 (なお)と「(なお)」。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、と「。た

だし、ウ「それぞれイ又はロに掲げる」を「上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた」に改め、同号イ及びロを削る。  
 (岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第三十三条 岐阜県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年岐阜県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 第四十二条第三項を「60日」を「3か月」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、  
 第四十九条 第四十九條を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、

第四十二条 第四十二条第三項を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、  
 第四十九条 第四十九條を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、

第四十二条 第四十二条第三項を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、

第四十二条 第四十二条第三項を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、

第三十四条 岐阜県川辺漕艇場条例施行規則(平成二十二年岐阜県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 第四十二条第三項を「60日」を「3か月」に「第表する」を「代表する」に「した日」を「した日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日をいう。以下同じ。)」に「50日」を「50日(審査請求をした日の翌日から起算して50日以内)に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)」に改め、

イ及びロを削り、同様式注第一号中「60日」を「3か月」に改め、同様式注第二号中「次のイ又はロに掲げる場合には」を削り、「それぞれイ又はロに掲げる」を「上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた」に改め、同号イ及びロを削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県総務関係手数料徴収条例施行規則(平成二十二年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号とし次の一号を加える。

- 一 条例別表第一一の表に規定する手数料
- 第二号 次の一号を加える。

四 条例別表第一九の表に規定する手数料

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社